

令和 8 年度予算編成方針

1 社会経済情勢、国・地方の財政運営の現状と見通し

国は、8 月の月例経済報告で、「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している」との基調判断を示し、先行きについて「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えること」を期待しつつも、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクや、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等を通じた個人消費の縮小など、景気を下押しするリスクに注意する必要があるとの認識をあわせて示した。

このような中、本年 6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、いわゆる「骨太の方針」では、当面の経済財政運営について、米国関税措置や物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期し、機動的な政策対応を行うとともに、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点とし、国民の所得と経済全体の生産性を向上させるとしている。

また、令和 8 年度予算編成に向けては、「経済・財政新生計画」に基づく歳出改革努力の継続を始めとした中長期的な経済財政の枠組みに沿った編成を行うとしつつも、地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、官民連携による投資の拡大、防災・減災・国土強靱化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じ、メリハリの効いた予算編成とするとした。

あわせて、地方財政にあっては、地方公共団体が行う地方創生 2.0 の推進や地域を支える老朽インフラの適切な管理、地域医療提供体制の確保等、活力ある持続可能な地域社会の実現のため、安定的な税財政基盤を確保するとともに、令和 7 年度地方財政計画の水準を下回らない規模の地方一般財源総額を確保し、地域における賃上げを起点とした成長型経済の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化するとした。

この方針に基づき、令和 8 年度国家予算の概算要求は、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化する一方、物価高対策を含む重要施策の推進に係る経費は前年度を上回るなど、経済・物価動向等の反映に配慮した内容となり、各省庁の概算要求総額（一般会計）は、122 兆 4,454 億円となったほか、ここに金額を定めない事項要求なども加わり、3 年続けて過去最大の規模となった。

一方、県では、令和 5 年 10 月に策定した「行財政基本方針」に基づき、重点施策の積極的な推進とあわせて、事業の再構築に引き続き取り組んでいる。

こうした国や県の今後の動向を注視しつつ、当市の令和 8 年度予算編成に的確に反映していく必要がある。

2 市の財政状況及び直面する課題

令和7年度の当市の財政状況を概観すると、この間、市債の繰上償還に取り組むとともに、償還を上回る借入とならないよう留意して財政運営を行ってきた結果、市債残高は今年度末には1,000億円を下回る見込みである。また、令和6年度決算における健全化判断比率は警戒ラインである早期健全化基準を下回って推移しているほか、市税や地方交付税を始めとした一般財源は概ね堅調に推移している。

一方、長期化する物価高や、渇水、大雨、大雪、地震など度重なる自然災害に対し、必要な支援、対策を講じるために臨時的な財政出動を行ってきた結果、財政調整基金残高は財政計画における見込額を下回って推移しているほか、賃上げ等が進んだことにより、人件費や物件費、工事請負費を始めとした、あらゆる行政経費が増加し、収支の圧迫要因となるなど、これまでにない厳しい財政運営が求められる状況にある。

令和5年2月に策定した第3次財政計画では、第7次行政改革推進計画の基本方針の一つである「健全財政の維持」に向け、歳入の確保と歳出の適正化に取り組むとともに、財源不足の解消に向けた取組を進めることとしているが、現下の状況や今後の見通しを踏まえると、より一層の取組の強化は避けて通れない。令和8年度は、第7次総合計画の後期基本計画の策定及び財政計画を始めとした主要計画の改定が控えており、その基礎数値となる令和8年度予算編成は、今後のまちづくりに必要な政策の推進と財政調整基金の取崩しを最小限に抑制した財政運営の両立のための試金石となる。

こうした基本認識の下、人口減少の進行を始め、社会経済情勢の変化に伴う様々な課題に対応した持続可能なまちの形成に向け、第7次総合計画及び第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組を推進していくためには、国県補助金を始めとした特定財源の獲得はもとより、事務・事業の合理化や、運用・手法の工夫・改善による経費の縮減など、「歳入の確保」と「歳出の適正化」の取組推進による効果の発現が求められる。

令和8年度の当初予算の編成に当たっては、目指すまちづくりの着実な推進とともに、基礎的な行政サービスの確保・充実に引き続き取り組む中であって、経常経費を始めとした歳出の増加を見据え、職員一人ひとりが高い意識を持ち、あらゆる方法により既存事業の改善や見直し、廃止に果敢に取り組むなど、これまで以上の創意工夫により政策推進の原資を生み出し、限られた経営資源を効率的・効果的に活用する必要がある。

3 予算編成の基本方針

(1) 基本方針

上記 1 及び 2 を踏まえ、令和 8 年度予算の編成においては、以下の基本方針を掲げ、その反映と徹底を図る。

予算原案の立案に当たっては、組織を挙げて職員の英知を結集し、それぞれの職責の下、最善を尽くすことを指示する。

- ① 第7次総合計画に基づき、「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」の実現に向けた取組を着実に推進するとともに、一層厳しさを増す人口減少に対し、その傾向の緩和と、人口減少社会でも持続可能なまちの形成を目指し、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく取組を進める。
- ② 第7次行政改革推進計画の取組を着実に推進し、持続可能な行財政基盤の構築に資する事務・事業の見直しを的確に反映するとともに、限られた経営資源を効率的・効果的に活用することにより、基礎的な行政サービスの確保・充実と政策推進を両立する。
- ③ 長期的な経常経費を中心とした行政経費の増加を見据え、歳出の適正化に徹底して取り組む。
- ④ 公の施設の適正配置計画及び長寿命化計画基本方針に基づく施設別維持管理計画等で位置付ける取組を確実に実施する。
- ⑤ 要求額は、別に示す令和8年度財政計画（一般財源ベース）の範囲内とする。なお、各部局で計画の範囲内に収めた場合であっても、計画策定時と比較して人件費が上昇しているため、要求総額が計画額を超過する状況が十分想定される。徹底した効率化や選択と集中により、経費縮減に確実に取り組むこととする。

(2) 第 7 次総合計画に位置付ける政策・施策の推進

将来都市像「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を実現するため、「5つの基本目標」に基づく各政策・施策を着実に推進すること。

また、令和 8 年度は前期 4 年間の基本計画の最終年度として、各施策の一層の推進を図るため、ありがたい姿や目標、課題等を踏まえ、適宜、事業の改善・見直しを行うこと。

あわせて、重要課題である人口減少・少子高齢化の進行や社会潮流の変化に対応するため、「4つの重点テーマ」に関連する施策・事業を横断的かつ重点的に展開し、相乗効果を最大限発揮させること。

1) 基本理念

上越市ならではの快適で幸せな暮らしの実現

～生きる力を備えたまちづくり・ひとづくり～

2) 将来都市像

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

3) 5つの基本目標

- ①支え合い、生き生きと暮らせるまち
- ②安心安全、快適で開かれたまち
- ③誰もが活躍できるまち
- ④魅力と活力があふれるまち
- ⑤次代を担うひとを育むまち

4) 4つの重点テーマ

- ①活動人口の創出（ヒューマン）
- ②地域活力の創造（コミュニティ）
- ③地域DXの推進（デジタル）
- ④脱炭素社会の形成（グリーン）

(3) 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける施策の推進

総合戦略の全体目標「若者・子育て世代にとって『選ばれるまち』『住み続けたいまち』の実現」に向けて、産・官・学・金・労・民の連携・協働の下、本戦略に基づく事業を着実に実施すること。

特に、総合戦略における「5つの強化の視点」及び社会潮流の変化を踏まえ、人口減少の緩和と持続可能なまちの形成に向けて、適宜、事業の改善・見直しを行うこと。

1) 全体目標

若者・子育て世代にとって「選ばれるまち」「住み続けたいまち」の実現

2) 4つの政策分野

- ①しごとづくり
基本目標「安定的で魅力ある雇用を創出する」
- ②結婚・出産・子育て
基本目標「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を実現しやすい環境を整える」
- ③まちの活性化
基本目標「時代に合った地域を形成し、地域間連携を活発化させる」
- ④U I Jターンとまちの拠点性・担い手づくり
基本目標「多様な人の流れやまちを担う人を創出する」

3) 総合戦略における5つの強化の視点

- ①若者への取組の強化：若い世代を対象とした施策や、人材育成・確保
- ②デジタルを活用した課題解決：デジタル技術の活用やデジタル化社会への対応

- ③訴求力の高い情報発信：市内外への情報発信の強化と実感の向上
- ④マッチングの強化：人や団体の引き合わせ、主体間での連携の促進
- ⑤人口減少社会への適応策の強化：人口減少社会にあっても持続可能な社会の形成

(4) その他の留意点

予算編成の原則（総計予算、通年予算、会計年度独立の原則、財源確保など）を遵守するとともに、以下の留意点及び別途通知する予算編成要領により予算要求を行うこと。

（歳入の確保）

- 国・県の補助金等については、当市の施策との合致を前提に積極的に活用し、最大限の財源確保を図ること。
- 特定財源を充当する継続事業は、当該特定財源が確実に得られるよう取り組むこと。なお、当該特定財源が減少又は失われる見込みとなり、代替財源の確保も叶わない場合は事業の一時休止等を検討すること。
- 各省庁の概算要求や県の動向（行財政基本方針に基づく具体の対応等）を把握し、的確に予算要求に反映させること。予算要求後において制度変更等の詳細が明らかとなった場合は、別途対応を行う。

（歳出の適正化と事業改善）

- 行政経費の増加及び職員数の減少を踏まえ、限られた人員の下で事業を実施できるよう、業務の見直しを進めるとともに、コスト意識を持って対象、数量、単価などの精査を確実に行うこと。あわせて、デジタル技術を活用した事業の効率化など、経営資源の削減や有効活用につながる抜本的な見直しに積極的に取り組むこと。
- P D C Aの結果（決算認定における事業成果及び課題等の説明）に即し、既存事業の改善や見直し、廃止に果敢に取り組むこと。また、継続事業にあっては、工夫・改善の徹底により経費の縮減を図りつつ、より一層の事業効果を発揮する見直しを行うこと。
- 相互に関連する事務事業については、関係部・課、総合事務所等において十分な協議・調整を行うこと。

（市民等からの要望及び指摘事項、地域課題等への対応）

- 市民要望等については、その事業の必要性、緊急性等を十分に検討し、実現可能性を慎重に判断した上で、予算要求を行うこと。
- 地域の課題解決や活力向上を図るため、地域の声・実情をしっかりと捉えながら、実効性のある取組を立案し、予算要求に反映すること。
- 物価高騰を受けた支援は、国の財源措置の動向を踏まえて必要性を判断した上で、予算要求に反映すること。

各部、各区、各課等においては、これらを踏まえた上で事業内容を精査し、それぞれの部内及び部局横断的に十分な協議を行い要求すること。

以上